平成２５年（フ）第１１０号
長崎県長崎市矢の平３丁目４番21号
債務者　家永　善一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
福島県いわき市小名浜大原字丁新地188番地の２
債務者　加藤　光房
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１８２号
茨城県常陸太田市薬谷町398番地の３
債務者　阿久津　勇
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１００号
茨城県結城市大字結城1062番地４
債務者　菅谷　勝司
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５２４号
京都市山科区大宅中小路町20番地　第２中小路荘１Ｆ２号
債務者　長田　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
奈良市三条大路１丁目２番３―207号
債務者　吉山　啓一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１７０号
奈良県天理市東井戸堂町346番地11
債務者　嶋田　益夫
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０２号
鳥取県米子市錦町３丁目39番地
債務者　米田　藏代
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４３号
広島県尾道市向東町14703番地162
債務者　小田原　健
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
愛媛県松山市山越６丁目10番６号　フォルム菊池201号
債務者　岡本　英二
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２号
愛媛県松山市御幸１丁目583番地１　第40杉フラット401号
債務者　伊澤　克貴
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３３号
愛媛県松山市宮田町139番地６　寿ビル703号
債務者　大嶋久美子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４０号
愛媛県松山市北土居２丁目４番29号　エスポワール34―Ｂ101号
債務者　林　　憲美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１号
愛媛県松山市北土居２丁目４番29号　エスポワール34―Ｂ101号
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
愛媛県松山市福音寺町721番地15
債務者　髙山　嘉彦
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５７号
愛媛県松山市北井門３丁目14番28号　グループホームいしい203号
債務者　永松　満晴
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2046番地８　プレジール高樋101、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2407番地５　グランドールＢ―203
債務者　島崎　和家
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部